

令和元年(2019)年度 法人事業報告書
社会福祉法人 ひらイルミナル

社会福祉法人ひらイルミナル
令和元年度 法人事業報告

I. 総論

障害をお持ちの方が地域で安心して暮らせるためには、ご本人に対しての支援だけでなく、そこに住む地域の開拓も行わなければならない、特定非営利活動法人ヒーライトねっとでは、地域活動、街づくり活動を法人独自で実践しながら、地域活動支援センターI型を8年間要望してきた。プロポーザルをきっかけに、平成30年12月、地域活動支援センターI型受託における条件となる社会福祉法人の申請、平成31年3月に設立、4月1日から本格的なスタートに至った。

地域活動支援センターこまつがわでは、地域活動支援センターI型の機能である基本相談や地域生活支援はもちろん、社会参加に特化した活動や地域活動を提供し、この街で暮らしやすくなるためのソーシャルインクルーシブな地域づくりを目指すという更なる挑戦がはじまった。取り組みたい活動のひとつである、ピアサポーター等の普及においても、今年度は助走としてプロジェクトを設け、基盤整備をすすめた。

グループホーム遊牧舎は、平成14年からはじまり、現在100名以上の方がグループホームを巣立ち、単身生活をされている。平成21年から、江戸川区の委託事業である、江戸川区精神障害者自立生活体験事業で、長く精神科病院などに入院されている方の地域移行や、家族からの自立、地域での生活が定着する支援に効果的なアセスメントとマネジメント機能を重視するショートステイを展開してきた。地域のニーズが高く、平成26年から短期入所事業のサービスも提供したが、社会福祉法人の申請時と同時期に離職者がでて、体制を維持が難しくなったこと、昨年の地域活動支援センターI型のプロポーザルに間に合うため、申請には急を要する状況から、社会福祉法人の申請前に短期入所事業を休止した。休止後、区外の方や緊急を要する方からの強い要望に対して、できる形でこたえるため、評議員会の承認を経て、法人ショートステイ事業という公益事業を開始した。

3か月という異例な速さで社会福祉法人化をすすめたため、後付けになってしまったが、特定非営利活動法人から社会福祉法人運営の違いは大きく、より深い責務を理解し、社会福祉法に基づく整備とそれに必要な基礎知識取得の強化を最優先に取り組んだ。法人設立当初、特定非営利活動法人ヒーライトねっとの全事業譲渡には、資金的に中長期的に移行していかなければ難しいと考えていたが、障害福祉サービスは2か月後に入金があるため、事業譲渡できることがわかった。来年度は、相談支援センターくらふと及びアクティビティサポートセンターゆい、江戸川区居住支援安定化支援事業の事業譲渡をすすめ、社会福祉法人としてその使命を受け、行政、福祉関係者、地域の方々と連携を図り、公益性を追求できる運営を目指していく。

II. 令和元年(2019)年度の法人の重点的取り組み

今年度は、社会福祉法人に必要な法令・社会規範を遵守した適正な運営をするための基礎基盤に取り組んだ。また、将来的にピアスタッフやピアサポーターの雇用、障害者雇用を積極的に取り組めるようにプロジェクトを設けた。

(1) 監査について

初年度のため、所官庁からの監査はなし。都の指導監査では、基準等に定めるサービス内容（人員、設備、運営）及び、介護給付費等の請求等に関する事項などについて、集団指導という形で講習を受けた。

(2) 法令順守の整備

法人と各事業所における、社会福祉法人の監査基準となる基本的知識、書類などの整備を進めた。年度末にも取りこぼした業務がないか、再度指導をいただいた。

4月、監事に会計のご指導をいただき、福祉会計と通常の会計の違い、内訳項目など詳細を確認するポイント、読み方や予算作成の基礎を教えていただいた。9月12日、10月24日、監事に、社会福祉法の根拠を確認しながら、実態にあわせた理事会運営、規定、細則、就業規則の変更のご指導をいただいた。

他の社会福祉法人へ訪問し、社会福祉法人運営の基本的なことをご教授いただいた。

(3) 社会福祉法人に関する外部勉強会への参加

19/7/10 (1名) 社会福祉法人 会計・経理担当者 仕事の基本

19/9/4 (2名) 指導監査ガイドラインに基づく理事会・評議員会の運営実務

19/9/11(1名) 社会福祉法人管理者のための労働基準法入門

19/9/26・27 (1名) 社会福祉法人における会計担当者実務

19/10/2 (2名) 新任会計・経理課長のための社会福祉法人 会計マスター

19/10/31 (2名) 社会福祉法人における計算書類の見方と財務分析のすすめ方

20/1/16 (1名) 社会福祉法人 会計・経理担当者 仕事の基本

20/1/20 (1名) 社会福祉法人の3月決算の流れと処理実務

20/2/13 (1名) 新任会計・経理課長のための社会福祉法人 会計マスター

20/2/17 (2名) 総務・事務局会議職員に絶対必要な基礎知識

20/2/19 (1名) 社会福祉法人管理者のための労働基準法入門

20/2/25 (1名) 社会福祉法人における計算書類の見方と財務分析のすすめ方

20/3/5 (1名) 社会福祉法人の労務管理をめぐる諸問題とトラブル防止のポイント

→ ※新型コロナウイルス感染症の感染予防のため研修中止

(4) 実態にあわせた規定等の整備

定款変更、定款細則、経理規定、就業規則などを実態に合わせて協議した。引き続き、整備を進める。

(5) 就業規則の変更

第5回理事会にて、有給を消化できないという問題を抱えていた年間休日の課題について、就業規則変更を協議した。当法人で働く従業員の年間休日が減る事情を考慮して、人件費の5パーセントを給与の整備にあてた。10/31スタッフ全員に説明会を開催し協議した。年間休日が減っても、子育て世代の従業員も安心して働ける提案もあがり、時間をかけて実態に合わせて整備をすすめることとした。

(6) 人事管理制度の見直し

人事考課整備：人事考課制度が形骸化しており、その要因に複雑さや負担等があげられた、シンプル化し、実効性のある仕組みに整える場が設けられた。職員の労働が適正に評価され、かつ評価が労働対価に反映されるよう人事考課制度の見直しを図った。来年度の7月より運用をはじめの予定。

(7) ピアサポーター等の雇用にむけた整備

地域活動支援センターこまつがわの立ち上げにあたり、ピア雇用にむけたスタッフの強い要望があがった。理事会で、区内などの外部に働きかける前に、まずは法人内でのピア雇用の普及や整備が必要という意見が上がリ、今年度は、法人内でピアスタッフ、ピアサポーター、障害者雇用の共通認識を持ち、基盤整備する年となった。

雇用には、現場スタッフの意識の向上が必要なことからプロジェクトを設け、研修の企画立案をする「ピア雇用整備委員会」を構築し、各事業所から担当者を募った。企画立案や他事業所の見学、法人内の事業所間のピア雇用の可能性について相互理解も深まり、ピア雇用の意識改革は効果がみられた。

当初の計画では、地域移行の雇用型ピアサポーターの実習を受け入れると予定したが、地域移行以外でも積極的に受け入れをすすめたい声があがり方針転換した。

スターアドバンスの遠藤理事に、各事業所向けに講師をお願いし、実習受け入れに必要な研修をすすめた。ピアスタッフを雇用する前に事業所側の心構え、各事業所で自分や相手を知る大切さやチームビルディングを学び、ピアスタッフに対して前向きになれる研修を行い好評だった。

2/25 実習予定のピアサポーター希望者に、地域活動支援センターこかげのピアスタッフとスタッフを招き、事業所向けのピアサポーター養成講座を実習前研修として行った。研修がおわり、実習に向けて調整していたが、新型コロナウイルス感染症の影響から感染予防から実習を延期している。

Ⅲ. 令和元年(2019)年度の事業の取り組み

1. 財政健全化にむけた取り組み

(1) 会計システム導入と公認会計士の変更

社会福祉法人が NPO の会計処理から福祉会計の処理に替わり、今までの公認会計士は社会福祉法人の会計がわからないことから、社会福祉法人ひらイルミナル、特定非営利活動法人ヒーライトねっとの会計のすべてを、新しい公認会計士・税理士を変更した。

第6回、第7回理事会で協議したが、以前の公認会計士との契約は年次契約で、毎月経理処理を提出するだけの処理となり、全体の現状のお金の流動や固定資産を、随時把握することが難しかった。NPO の会計処理から福祉会計の処理に替わり、監事等から指導いただき、研修等で学ぶようになり、安心な管理体制の整備のため、毎月の状況を把握できる形で決算をすすめたい意向を伝え、会計システムを導入したいというやりとりをした。年次契約のため契約上の違いから、2月会計システム導入と同時に、社会福祉法人会計を毎月指導していただける公認会計士に変更した。

変更前の公認会計士は年次の契約ということから、結果的に経理担当で年間の経理処理入力を行ったが、2月から契約している公認会計士が1年分の会計処理を受けていただけた。よって、現場の経理処理の負担はかかったが、実質的な外に出ていく損害はない。

(2) 11 か月分の人件費について

地活 I 型の資金収支計算書で、区の補助金事業にも関わらずマイナス額が出ていることについては「区の補助の様式」と「法人の人件費の払い方」2つの問題点がある。

1つ目の問題：補助の様式について

精算方式であること。支払った金額にしか補助金が出されない。

例：3月末締めで翌月払いのものには認めない、という形式になっている。3月末までに発生しているのに関わらず、お金が出て行っていないということ。

2つ目の問題：法人側の給与支払いについて

給与、月末締め→翌月支払いにしている。一般的な社福では、事前に給与を支払っていることが多い（例：月末締め→20・25日支払い）新人職員は4月に働いても給与がもらえない。という問題がある。

今回は、地域活動支援センターこまつがわで3月に生じた人件費、4月に支払い→補助の対象にならない→11ヶ月分の人件費しか支払われない、ということが判明した。

当方、昨年まで NPO 法人の経営で社会福祉法人の会計が無知だったため、補助金事

業は残っていたら返金、3月末に使い切ると思い込み、予算を11ヶ月でたてた。

4月から3つの委託事業も同時スタートで混乱しないように、先行して、4月からの2月に採用した。

これまで3月で締めないとならないという慣例もあり理事長判断にて処理したが、理事会判断とすべき部分があった。なお、ひと月分の人件費約190万について、2ヶ月分の運転資金を法人立ち上げの時に入れた2ヶ月分の運転資金があるので、そこで精算した。

(3) 新規事業の経営判断

今年度は、地域活動支援センターの立ち上げで多く人員配置をしていた。一般の地活とは異なり、地域活動などソーシャルアクション重点を置いており、立ち上げにあたり、区の補助事業の枠を超えてしまうかもしれないが、他法人より経費をかけてやりたい、という経営判断で補助金の上限を超えて事業を行った。

「別の委託事業を付けその部分の人件費をもちましよう。」と江戸川区からの理解もあり、来年度には就労支援事業、居住支援事業、また、ピアサポーター育成事業と3事業で約1300万の事業受託も決まり、地活職員のうち数名が委託の専従職員になり、余裕のある人員配置が実現した。

来年度、精神障害者ピアサポート育成事業は、法人の活動について、区の側も理解を示し予算を出してくれたが、それはピアサポート等の整備などを先行投資した結果、地域に必要な社会資源を勝ち取った評価だと考えられる。

平常時に赤字になりたくはないが、今回のように、立ち上げ期にはお金を付けてもらえるような動きをして、後付けで黒字を目指すような取り組みは、パイオニア精神として恐れずに取り組んでいけるように、今後も理事会で議論していく。

2. サービス事業の運営状況・危機管理

■遊牧舎

(1) 事業運営状況

入居者24名

31年度利用実績は、新規入居者8名。退去者9名。

地域生活体験事業 60名

待機者34名(3年居室32名、6か月居室：ミドルステイ2名)

グループホームの待機者は30名を超えていて、1年以上待ちで入居される。入退去においては、グループホームは空き部屋保証ある3か月以内に行い、居室の空室期間なく効率を考慮した運営ができた。しかし、近年は平井井エリアの賃貸物件が少なくなっており、物件が見つからず3年超えてしまった地域課題が挙げられる。

ショートステイも地域移行、地域定着において必要なサービスにもかかわらず、受け皿が少ないため、また、江戸川区委託事業は、年間稼働日数の 220 日を求められているが、年間 237 日の実績で、返金もなく、効率よく居室利用ができた。

現状は人員配置から短期入所の整備をすすめることが出来なかったため、区外のショートステイ利用者から強い要望があり、理事会、評議員会にて承認をいただき、公益事業として受け入れを行い、江戸川区以外の方が利用、登録制。GH 建物の 1 室を使って年間 49 日の実績があった。

R1 年 11 月、どのようなサービスや事業を行っているかホームページに掲載される第三者評価受審完了した。サービス支援、地域活動等の評価も高く、日々の取り組みは間違っていなかったことが再認識できた。個人情報保護の規定の準備がない指摘をいただいたが、昨年度から、他の必要な規定を実態にあわせて整備し続けているので、順を追って整備していく予定である。

来年 4 月に建築予定の事業所を引っ越し予定。積立金を計上し、4 月から入居する物件の契約をすすめた。卒業生の OB 支援の必要性があり、来年度は、自立生活援助の申請をする予定である。

(2) 苦情対応

- ① 区事業利用者から、昨年度の利用時のスタッフの対応についてのクレームが入り、保健師を含め、サポートセンターにて話し合いを行った。
- ② GH 入居者から、担当世話人に対する対応についてのクレームが入り、所長、課長を含む 4 人での話し合いを行った。
- ③ 近隣にある 100 円ローソンのオーナーが事務所に直接来訪され、GH 入居者に対するクレームが入り出入り禁止となった。注意を本人に促すも改善されず、警察が介入するなどの事態に陥った。医療機関にも相談をして緊急受診。医療保護入院となった。その後、お店には立ち入らない誓約書を取り交わす予定であり、お店とは離れた別ユニットに移れるか検討している。所長、担当世話人、相談支援専門員の 3 者でオーナーの方に謝罪と共に対応結果の報告を行った。
- ④ GH 入居者から担当世話人の対応についてのクレームが入り、話し合いを行ったが担当を変更する事となった。
- ⑤ GH 入居者から担当世話人の対応についてのクレームが入り、所長を含む 3 者で話し合いを行い、丁重に謝罪。今後の対応策について検討した。

(3) ヒヤリハット

その他 9 件、不適切な支援 5 件、調整ミス 7 件、不十分事務 8 件
その他 2 件、不適切な支援 3 件、調整ミス 6 件、不十分事務 6 件

(4) 退去時の原状回復費支払いについて

10年お借りしていた、築50年のアパートのグリーンマンションは、グループホームの耐震基準に該当しない条件のため、2019年2月旧法人（ヒーライトねっと）に解約した。

3月、不動産会社、大家、当方にて、立会い修繕箇所の確認をし、家主負担と借主負担を整理、双方金額を合意した。その後、原状回復費の双方金額に50万程の差異があり、交渉する度に条件が二転三転することから、弁護士に相談しながら文書に残すやりとりをこころがけながら調整を進めた。不当な理由や立会いでは話されていない修繕箇所など、要求がエスカレートしてきたため裁判所の調停をすすめた。裁判所の調停員を入れた話し合いでは、調停員の計らいもあり2度の出廷で支払い金額は確定し、2月末にて入金済み。社会福祉法人として、今後も地域と良好に付き合っていくが、対決すべき状況に置かれた時にはきちんと主張はする姿勢を学習した。

■地域活動支援センターこまつがわ

(1) 事業運営状況

3月末 登録者数 101名

頻繁に利用する利用者数 40人程

ボランティア登録数 20名

通常の地活I型が担う基本相談の提供以外に、地活の機能を活用し、社会参加につながるプログラム、ソーシャルインクルーシブな場の居場所づくり、ネットワークづくりなど、地域活動の基盤整備の1年だった。

活動に賛同してくれているボランティアも定着し、特に金曜夜のバレーサークルや、土曜日の交流室では利用者以外の来所も多く、描いていた場づくりの一步はすすめた。

立ち上げ時における費用は240万施設整備費に予算計上したが、特定非営利活動法人ヒーライトねっとより捻出したが、固定資産となる購入は少なかったため、決算は経常経費で計上した。

江戸川区からは、初年度の実績の評価もいただき、来年度から3つの委託事業が決まり、数名のスタッフが専従や兼務で委託事業担当となった。今年度より手厚い人員で経営が期待できる。また、江戸川区には、現金主義と福祉会計の処理のズレについて、来年度の処理方法には前向きな回答をいただいているため、引き続き相談していく。

当法人の福祉サービスは、ソーシャルワークを福祉専門職が行う色の強い事業所が多かった。地域活動支援センターこまつがわは、地活I型という特性をいかして、地域活動を行う場、サービスを受けるといった支援以外の支えあい、ピア性を発揮できる場がうまれるようにしたかったので、専門職の割合も少なく、ピアスタッフを含めた多

職種で構成した。よって、丁寧に伝えていく必要があり、事業立ち上げ前から、オープニングスタッフと一緒に見学や協議を重ねた。どんな地活 I 型にしたいか、理念に基づいた事業所のイメージと一緒に創造し、丁寧に共有してきたので、活動根拠の共通認識や理念の浸透は早期に図られた。

(2) 苦情対応

- ① 利用者から、ピアスタッフと自分を比べて「力があるからなれるよ、頑張ろうね」という言葉にプレッシャー、自分はその人とは違うというクレームが入り、スタッフと話をした。個々の捉え方と対応の仕方の指導を行った。
- ② 近隣住民より利用者がたばこのポイ捨てをしていた、やめさせてくださいという苦情が入った。スタッフミーティングにて検討し、灰皿を購入し、敷地内で喫煙する様に声掛けをした。後日、住民より江戸川区の方へ「たばこの煙が迷惑」との苦情が入り、公園に行くようにし、多人数での喫煙も控えるよう指導した。
- ③ サポートセンターより、特定のスタッフが利用者に対して服薬の必要性があるのか等の発言があり、ピアスタッフと比較しがんばれと言われたことがプレッシャーとなり入院していた(本人の話では休息入院)との報告が入った。上記(1)と同様、個々の対応の仕方等指導を行った。サポートセンターには、指導を続けていくことを報告した。
- ④ スポーツプログラム中にねんぎ等の事故が 5 件あり、保険対応が 2 件。転がっているボールに乗かってしまい怪我をしたケースがあったため、ボールを入れるかごを購入するなどして予防策をした。

(3) ヒヤリハット

その他 2 件、不適切な支援 1 件、調整ミス 7 件、不十分事務 8 件

4. 人事・労務管理

(1) 人材確保 人材確保

当法人の確保したい人材は、理念に共感し、前向きに働ける方である。法人や事業所に興味を持っていただくために、法人のホームページや SNS などインフラ整備を行い、学生や福祉経験者が目に入りやすいアウトプットの方法を発信した。(発信方法の詳細は広報にて)

各種大学、専門学校への求人票送付、ハローワークの申請時、外部の人材紹介にも求人掲載の手続きをした。

東洋大学に事業所説明の時間を設け、学生へ求人を目的とした事業所説明をした。

(2) 人材育成・研修計画

職員の能力別にあわせた研修を計画し、専門性が発揮できる整備に努めた。

4月から9月は、新任職員の研修に取り組み、後半の研修では、理念に紐づいた研修を企画した。それぞれのキャリアやスキルに適した研修機会の提供し、法人と事業所の双方の情報伝達および理念の浸透を図る研修、また、理念に基づき、地域やボランティアとのかかわり方についてワークショップを行った。

地域包括ケアシステムのことや、地域の方とかかわる必要性、ポジティブな捉え方ができたことは好評だった。今後、人材の定着が高まるように、来年度は現状のニーズを検証し、離職者を減らしていきたい。

(3) 各事業所におけるスーパービジョン

■遊牧舎

週一回のミーティング、月一回グループスーパービジョン、サービス管理責任者が支援方針整理等をすすめた。

■地域活動支援センターこまつがわ

日々の業務でセンター長が個々にスタッフの支援方針整理を行い、週一回のミーティングで、個々のスタッフのスーパービジョン、病理や支援に必要な勉強会を行った。管理職等が有志であつまりはじめたミーティングでは、日々の共有や各事業所の調整をおこなった。

(4) 学会発表

現場実践のアウトプットは、法人の取り組みの周知および検証、取り組みを振り返り検証すること、言語化が人材育成にもなることから定期的な発表を行っている。

8/31 日本精神保健福祉士全国大会学会に河野、他2名参加。

学会にて発表（共同援者河野）を行った。

(5) 学生の実習指導

実習受け入れ先の学校や実習生が、将来的に採用、人材確保につながることを期待し、魅力的な実習の質向上のための「基準」等整備し活用した。

受け入れ先は、遊牧舎にて、東京福祉専門学校2名、東京成徳大学1名 実習生を受け入れた。

(6) 労務会議

各部署管理職と顧問社労士による採用から雇用契約まで等の人事・労務の手続きをする場を設けるに至った。現状とその手順、担当者（責任者）を整理した。それに付随し、休職・復職等の手続きについても整理した。今後も引き続き整えていく。

(7) メンタルヘルス

3月、「ストレスチェック」を実施した。

(8) 入職、退職、休職、産休、育休、介護休暇について

■遊牧舎

4月から6月末まで1名が休職。7月より通常勤務に復帰。

4月から5月末まで1名が休養（有給休暇）6月より1ヵ月休職。6月末退職。

R2年1月1日付で1名が契約職員から期間の定めのない正職員へ転換

■こまつがわ

5月ゴールデンウィーク後、1名が、生活リズムを戻せず体調が崩れ様子をみたが有給休暇で持ち直した。

ピアスタッフ1名が10月から契約職員となり、次年度より正職員へ転換予定。

次年度に委託事業が増える準備として、R2.2月より、1名が入職。

IV. 広報・情報処理等についての報告

(1) 広報活動

当法人の課題である人材を確保には、対象者に届くようなアウトプットの戦略が必要である。また、当法人の理念でもある地域づくりには、行政や福祉関係者、地域の応援者や理解者が不可欠である。それぞれの立場のニーズにあった対象者に対して、どのような発信方法をするか、広報委員会を設け、議論を重ねた。

■SNS

当法人の欲しい人材とは理念（ソーシャルワーク）を共有して一緒に働ける人である。そのため、ソーシャルワークをやれる職場を探している学生や若い方に対して、日々の理念に基づいた活動をSNSで発信し、興味を持った方に対して、当法人が大事にしたいことをわかりやすく伝えるようにホームページの整備をすすめた。

また、地域住民とは、ゆるやかなコミュニティ活動にもSNSを活用している。募金活動も緩やかなつながりから多くの地域の協力者に参加いただき、その後の当事者と地域の方との交流や、新しいつながりがうまれた。

SNSの発信から、アクティビティサポートセンターゆいのポイ捨て拾い活動は、周知も拡がり、地域から評価をいただいた。ボランティアセンターから登録のお誘いをいただいております、来年度整備していく予定。

■HP

ひらイルミナルのHPを作成した。

■パンフレット

譲渡後も混乱なくサービスを提供するため、ヒーライトねっとと、ひらイルミナルの事業の違いが分かるように、社会福祉法人設立の経緯などを明記した内容でレコード盤のデザインにして作成。社会福祉法人設立記念式典で配布した。

■広報誌

半年に一回、法人や事業所の活動を発信していくことを決めた。骨格やデザインなど、はじめての取り組みのため、原稿差し替えが多く、12月発行予定が2月になってしまった。

■ZINE

また、広報誌などでは伝えきれない法人の取り組みやおもい、表現について、同人誌ZINE（ジン）にて発信予定。

ZINEは現在作成中だが、地域課題と取り組みの発信に対しての効果や、利用者の社会参加、ストレングスの発揮へつながり、支援においても効果的な活動のひとつとなっている。

12月、法人キャラクターの絵を全事業所の利用者から募り、全作品の展示を行った。また、そのなかから5体のキャラクターを選び「地域課題を解決する」という設定の法人公認キャラクターを作成し、データ化した。

SNS、広報誌、ZINEなどで、福祉関係者法人の情報発信力を強化していく予定。

(2) システム管理

スラックとワンドライブの整備をすすめた。格納処理は整備中。

V. 防災についての報告

(1) 区との防災の協議及び、事業継続計画について

台風15号があり、江戸川区で協議しながらBCPを作る協議をすすめた。現在、新型コロナウイルス感染症のこともあり、地震、水害、感染症に対応できる内容をブラッシュアップしていく。要配慮者利用施設における水害時の「避難確保計画」説明会(江戸川区危機管理室防災危機管理課計画係担当)に遊牧舎と地域活動支援センターこまつがわで参加した。また、12月に企画した避難体験会の準備のため、危機管理室の室長やボランティアセンターのセンター長と何度か会議を持っている。

江戸川区の貯水や食料の備蓄、各施設で考えることや、現状は、障害者と健常者が同一避難所に避難することになるので、後に精神保健係長より、地域活動支援センターこまつがわは障害者の避難所の受け入れの提案があった。

(2) 水害対策について

わたしたちの暮らす街はゼロメートル地帯で、水害になりやすい立地で暮らしている。10月12日(土)午前9時45分、江戸川区災害対策本部から新中川より西側の地域に避難勧告を発令された。関東直撃という報道があり、前日までに土嚢の設置、窓ガラスの処理、利用者の食料を準備するなど生活支援の調整をすすめた。

また、各事業所スタッフ総出で、平井近隣に住む、利用者やグループホームのOBで独居の方に声をかけ、支援が必要な方には小松川小学校か小松川区民館に避難をする調整をした。理事長は、前日、当日の全体把握、調整、物品確保、施設長と一緒に避難所へはいり一泊した。

この経験から、グループホームOBの利用者は、自力で避難所までくることまでは頑

張れたが、電話で持ち物確認をしても自分で持ち物を管理することは難しく、投棄、おむつ、失禁用着替えは、事前に避難セットを用意しておく必要がある学習をした。また、避難所には法人で食料を大量に持って行ったので大丈夫だったが、食料は配給されると勘違いしている方もいらっしやったので、避難訓練では、自分で食料や水も用意する指導が必要だと学習した。

避難所は、当方の準備不足で失禁で地域住民にご迷惑をおかけし、また、大勢の体育館では精神的に不穏になるなど、今後の避難訓練の課題がわかった。

今回は、SNS を駆使して地域の情報や応援者を募り、台風前は、養生テープ、土嚢のある情報を収集した。法人は、夜中に避難所へ誘導する判断も検討しはじめたが、近隣のスーパーには食料はなく、法人の応援してくれている地域住民が、埼玉や問屋をまわり、当日の朝、平井の避難者に食料を購入してきてくれた。また、法人事務局の近隣に住む、法人を応援してくれている地域住民が、夕食をもちこんでくれた。また、SNS で、他の地区にいる利用者の見守りをお願いすることができた。幸い、江戸川区は水害を免れた。このように災害などで支えあえるように、これからも、地域とのゆるやかなつながりづくりは大切にしていきたい。

(3) 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症は、区東部地域の中核病院や同業の障害福祉サービス事業所でも集団感染が報道され始めるなど、いよいよ私たちの身近な生活圏も脅かす、未曾有の事態となった。私たちは、4月7日の「緊急事態宣言」以前より、感染拡大を可能な限り回避するため、事業所運営縮小や消毒、テレワークへの切替やマスク着用の徹底等、感染拡大防止策に努めてきた。緊急事態宣言後、不要不急の外出を避けること等さらなる感染拡大防止に努めることが求められるようになったが、このことに伴い、利用者やご家族、関係者の皆様から、今後の運営に関する不安等を多くいただくようになり、当法人のホームページにて、新型コロナウイルス感染症の各事業所の対応やサービス変更の状況を発信した。

私たちが提供するサービスは、利用者の皆様にとって、日常の生活はもとより、特に重度障害者等においては命を守るためにも欠かせない生活の一部であると認識している。また、社会的弱者が孤立し、生活支援が行き届かない状況となれば、新型コロナウイルスの感染に等しく脅威となってしまうと考えている。したがって、このような状況ではあるが、当法人の各事業については、感染防止策を最大限講じながら引き続き可能な範囲での運営を継続することとした。

VI. 地域活動についての報告

(1) 法人の業務として行っていること

① 法人設立記念式典

6月22日、地域の協力者等へ感謝を伝え、また法人の活動に対する理解を促し、関係性を維持・発展させるため、地域活動支援センターこまつがわにて、法人記念式典及び地域活動支援センターこまつがわの開所式、その後、お披露目も兼ねたお祭りを開催。地域活動支援センターこまつがわで声をかけ、江戸川区内のアート活動を行っている障害者の作品展示を行った。4事業所の出店を外に構え、ヒーリングライツの歌声喫茶会場、地域の事業所やEDO-discoとコラボしたディスコイベントを開催した。また、リレートークイベントで、各事業所からゲスト、当事者と一緒に話す場を設け、各事業所の大切していることを周知、啓発に努めた。

② 町内活動

法人及び遊牧舎は、平井東自治会に入会し、7/20、町会活動の盆踊りの出店、9/15お祭りの神輿担ぎ、10/27、ハロウィンイベントに参加し、地域との親睦を図った。地域活動支援センターこまつがわは、8/11、平井の居酒屋松ちゃんが主催する「松ちゃんフェス」のイベントで障害者アート活動及び、音楽活動に参加した。その際法人は、東自治会のご協力もいただきながら、平井近郊にチラシ配りを行った。小松川の町会近隣がまとまっていない現在は、どこの町会にも属さない方が良いとのアドバイスを区や地域の方より受け、町会には属していないが、ゆきやなぎ自治会、小松川二丁目自治会の自治会長、民生委員とは連絡を取れる関係は構築している。

日時	場所	イベント名	活動内容他
7/20	平井公園	町会主催盆踊り	出店、お絵描きせんべい 出店約200枚 完売
8/11	上野 音楽堂	松ちゃんフェス	町会へチラシ活動 エドてらす展示の応援
9/14	平井8町内	平井諏訪神社祭	前夜祭
9/15	平井8町内	平井諏訪神社祭	神輿担ぎ、飲食振舞い
10/27	町内全域	町会主催ハロウィン	町会を歩きスタンプラリー、仮装で振舞い 交流

③ 募金活動

地域活動支援センターこまつがわの地域ボランティアの発案により、9月19・20日、活動プログラムの一環として船堀駅前にて「千葉県台風被害緊急募金」に地域住民と一緒に参加。街頭には総勢50名の協力をいただいた。には法人も道路使用許可等の申請など、側面的支援を行った。

その活動は、のちに南房総市社会福祉協議会で福祉功労賞をいただいた。2月8日、地域代表の1名、利用者代表の1名、理事長河野と3名で表彰式に参加し、現地の方々と親睦を深めた。

地域活動支援センターこまつがわにて、協力していただいた地域の方々と表彰のご報告と分かち合いを兼ねた集いを実施するべく、準備をすすめたが、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、イベントを自粛、延期とした。

日時	場所	イベント名	活動内容他
9/19	船堀駅	募金	千葉台風被害緊急募金 主催
9/20	船堀駅	募金	〃
2/7	南房総市社協	社会福祉大会	福祉功労賞表彰
3/28	こまつがわ	募金協力者交流	新型コロナウイルス感染症で中止

④ エドてらすの側面的支援

地域活動支援センターこまつがわの地域活動のひとつとして、区内のアート・表現活動で社会参加できる場を増やす目的で「エドてらす」というネットワークを発足した。エドてらすへの側面的な協力のひとつは、江戸川区のオリパラのアート芸術活動のソーシャルアクション活動で、江戸川区との協議で、区民に江戸文様の中に好きな絵を描いた作品をつなげあわせ、タペストリーをつくり、パブリックビューイング会場にも飾ること、ワークショップと作品の中から選ばれたデザインを江戸川区パラ公認のうちわ作成とする企画をすすめる予定が決定した。当法人は、4月上旬にエドてらすでワークショップや展示を行う会場をおさえ、協力者を募るの協力も行ったが、残念ながら新型コロナウイルス感染症の予防対策のためキャンセル、その後、すべての業務が止まっている。

⑤ E-DO-DISCO の後援

1/18に区内の有志があつまり、江戸川区のグリーンパレスでディスコを企画。エドてらすもディスコを表現活動の一環として協力していることから、当法人も後援となり、ディスコ運営の応援にはいった。

⑥ おうちで避難体験会#ふらっとカフェ

「江戸川みんなの防災プロジェクト」の方々からご指導、御協力をいただき、利用者、地域の方に対して、自らの備えの具体的なイメージを持つ(在宅避難、避難持ち出し袋、広域避難等)ことができる体験型の見学ツアー、「おうちで避難体験会」を開催した。約100名の方々に来所いただき、大盛況のイベントとなった。

防災という、誰もが同じ地域課題を通じて、地域の方々にセンターこまつがわの地域活

動の目的や意義を知っていただくこと、障害当事者も同じ地域で暮らす住民で、日頃の「おたがいさまとおせっかい」が、災害など緊急時には大切だという周知・啓発にも効果的な企画となった。

⑦ 江戸川区カヌー協会と江戸川区水辺環境創造グループの参加

江戸川区水辺環境創造グループは、水辺のごみ拾いの後、身近な川の景色を楽しむ地域住民とのつながりをつくるため、区民をカヌーに乗艇をするボランティア団体で、当法人も法人会員となり年六回参加している。常連の利用者と活動以外でも良好な関係を築いている。

江戸川区は、オリンピックパラリンピックでカヌースラロームの会場にもなっていることからカヌー普及活動に取り組んでいる。江戸川区水辺環境創造グループも江戸川区カヌー協会の傘下にあるため、当法人スタッフも応援に入り、障害者カヌーの研修企画及び乗艇体験に協力し、区内の障害者に広く周知しカヌー体験を実施した。また、鹿本学園、白鷺特別支援学校の校庭のプールで行ったカヌー体験に協力した。

(2) CSR 活動 地域関連や他団体の役員等

今年度の一人ひとりのスタッフの活動は以下の通り。障害者が暮らしやすい地域づくりに着手は、利用者の生活の向上、支援の質を上げることにつながるため、フォーマルやインフォーマルな地域課題をみつけ、得意な地域活動をみつけ取り組むことは、法人活動のミッションであり、今後も一人ひとりが負担なくコミュニティオーガニゼーションやソーシャルアクションに取り組みやすい整備をすすめていく。

- ① SNS の地域コミュニティを活用 河野 他 5 名
- ② 江戸川区水辺環境創造グループ 理事 河野
- ③ 江戸川区水辺環境創造グループ 事務局 河野 他 2 名
- ④ 江戸川区カヌー協会 理事 (20/03/31 まで) 河野
- ⑤ 厚生労働省「精神障害者の地域生活支援に係る、介護支援専門員・介護福祉士等に対する講義・演習及び OJT 研修 研修委員 河野
- ⑥ 東京都相談支援従事者研修初任者養成研修 ファシリテータ 河野 他 1 名
- ⑦ 東京都グループホーム連絡会 広報書記 1 名
- ⑧ 江戸川区グループホーム連絡会 1 名
- ⑨ 東京都サービス管理責任者研修養成研修検討委員 1 名
- ⑩ 城東地区地域活動支援センター連絡会 1 名
- ⑪ 江戸川区地域活動支援センター連絡会 1 名
- ⑫ 東京都通過型研修 委員 2 名
- ⑬ エドてらす事務局 1 名

VII. 法人評議員及び理事会及び評議員選任・解任委員会の構成

役員一覧

■評議員(8名)

那谷香織、井口慎吾、坂田晴弘、吉田光爾、江頭正恭、安田真弓、伊藤逸生、佐藤香代

■評議員選任・解任委員(2名)

吉田悦子 岩本操

■理事(6名)

河野文美、稲富良子、遠藤紫乃、白根良子、児島史篤、北川由紀夫

■監事(2名)

藤井賢一郎、齊藤栄太郎

VIII. 法人評議員会、理事会等の開催結果

■ 評議員会

会議名	日時	人数	決議事項・報告事項
第1回 評議員会	19/5/31		<決議事項> 第1号議案 役員（理事6名及び監事2名）の選任について 第2号議案 役員等報酬規程の承認について <報告事項> 各評議員の紹介 法人設立の経緯について 事業内容について
第2回 評議員会	19/6/22		第1号議案 平成30年度決算報告（計算書類及び財産目録の承認）事業報告について 第2号議案 令和元年度事業計画について 第3号議案 定款変更について
第3回 評議員会	20/4/13 (コロナ 対策)		※当該提案について、評議員の全員から書面又は電磁的記録による 同意の意思表示を得た 1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容 第1号議案 定款変更について

			<p>新規委託事業に伴い定款第1条の変更をすること。</p> <p>2 決議事項を提案した者の氏名 理事長 河野 文美</p> <p>3 評議員会の決議があったものとみなされた日 令和2年4月13日</p>
--	--	--	---

■ 選任解任委員会

会議名	日時	人数	決議事項・報告事項
第1回 選任解任 委員会	19/5/14		<p><決議事項> 第1号議案 評議員（理事6名及び監事2名）の選任について</p> <p><報告事項> 法人設立の経緯について 事業内容について</p>

■ 理事会

会議名	日時	人数	決議事項・報告事項
第1回 理事会	19/5/14		<p>(1) 報告事項 理事の紹介</p> <p>(2) 決議事項 第1号議案 評議員選任・解任委員会運営規程（案）について 第2号議案 評議員選任・解任委員会委員の選任の決議 第3号議案 評議員議員候補者の推薦の決議 第4号議案 役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程（案）について 第5号議案 特定非営利活動法人から社会福祉法人への事業一部移行及び法人財産譲受について</p> <p>(3) その他 評議員選任・解任委員会の開催について（開催日時、場所等）の確認</p>
第2回 理事会	19/5/25		<p>※当該提案につき、理事の全員から書面により同意の意思表示を得るとともに、監事の全員から書面により異議を述べない旨の回答を得た</p> <p>1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容 第1号議案 評議員会の招集事項を以下のとおり定める。</p> <p>(1) 開催日時及び開催場所 決議の省略の方法により行う。</p>

		<p>(2) 議題 役員（理事6名及び監事2名）の選任について</p> <p>(3) 議案の概要 各氏を理事及び監事候補者とする議案を評議員会に提案する。</p> <p>2 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した者の氏名 理事長 河野 文美</p> <p>3 理事会の決議があったものとみなされた日 令和元年5月25日</p>
第3回 理事会	19/6/14	<p>(1) 報告事項 理事長の職務執行状況の報告</p> <p>(2) 決議事項 第1号議案 理事長の選任について 第2号議案 平成30年度事業報告及び平成30年度計算関係書類並びに財産目録の承認について 第3号議案 令和元年度事業計画（案）及び令和元年度予算（案）の承認について 第4号議案 定款変更について 第5号議案 その他規定の改廃について（寄附金取扱規程） 第6号議案 令和元年度定時評議員会の招集について</p>
第4回 理事会	19/10/28	<p>(1) 決議事項 第1号議案 経理規程の制定について（継続審議） 第2号議案 定款施行細則の制定について（継続審議） 第3号議案 就業規則の制定について 第4号議案 稟議及び合議取扱規則の制定について（継続審議） 第5号議案 平成31年度予算について</p> <p>(2) 報告事項 理事長の職務執行状況の報告</p>
第5回 理事会	19/12/10	<p>(1) 報告事項 ①就業規則制定について ②所管庁との話し合いについて その他</p> <p>(2) 決議事項 第1号議案 経理規程の制定について 第2号議案 事務局長の選任について 第3号議案 グループホームユニット移転について</p>

第6回 理事会	20/2/18		<p>(1) 決議事項</p> <p>第1号議案 経理規程の制定について</p> <p>第2号議案 定款細則の制定について</p> <p>第3号議案 補正予算について</p> <p>(2) 報告事項</p> <p>① 会計処理の進捗について</p> <p>その他</p> <p>理事長の職務執行状況について</p>
第7回 理事会	20/3/13		<p>(1) 決議事項</p> <p>第1号議案 事業計画について</p> <p>第2号議案 収支予算書について</p> <p>第3号議案 顧問税理士変更及び会計システム導入について</p> <p>(2) 報告事項</p> <p>その他</p> <p>理事長の職務執行状況について</p>
第8回 理事会	20/3/27 (コロナ 対策)		<p>※当該提案について、理事の全員から書面又は電磁的記録により同意の意思表示を得た。また監事の全員から異議を述べないことの書面又は電磁的記録による回答を得た。</p> <p>1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容</p> <p>第1号議案 定款変更について 新規委託事業に伴い第1条の追記。</p> <p>第2号議案 経理規程の改定について 新規委託事業に伴い第6条第4項の追記。</p> <p>2 決議事項を提案した者の氏名 理事長 河野 文美</p> <p>3 理事会の決議があったものとみなされた日 令和2年3月27日</p>

■ 運営委員会

特定非営利活動法人ヒーライトねっとの頃から、稟議・決裁というやりかたではなく、毎週、各事業所の長が集まり、みんなで協議して決めるというやりかたを続けていた。それは、敏速な管理職意思決定の体制が難しいこと、定款細則に決裁事項を付けることから、現場では実務に合わせた起案の仕方を協議しながら、第6回理事会にて定款変更の整備及び、決裁の方法について決定した。

来年度より、週1回行っていた会議体の回数を減らし、敏速に決定出来る組織構築を目指す。

■ 管理職会議

毎月第4木曜日（休日等の場合前後の週で調整あり）、各事業所、法人全体の収支状況を確認。運営状況等収支バランスを相互にチェックする場とし、健全な事業経営に取り組んだ。